

第5 緊急時訪問看護加算(介護保険)・ 24時間対応体制加算(医療保険) 説明及び同意書

(1) 緊急時訪問看護加算(介護保険)

①利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある事業所が、利用者の同意を得て利用者、家族等に対して24時間連絡体制にあり、さらに、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、その月の第1回目の訪問看護を行った日に1月1回600単位を所定単位数に加算します。

②計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を行った場合には、月単位の緊急時訪問看護加算とは別に、所要時間に応じた単位数を算定します。

③1月以内2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間・深夜の加算を算定します。

早朝(6:00~8:00)	}	25/100	を所定の単位に加算します。
夜間(18:00~22:00)			
深夜(22:00~6:00)	50/100		

(2) 24時間対応体制加算(医療保険)

①利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常に対応でき、必要に応じて緊急訪問看護を行うことができる体制にあり、また利用者の同意を得られた場合に1月6,800円算定します。

②緊急に訪問を行った場合、訪問した時間帯に応じて、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算を算定します。

夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
深夜訪問看護加算	4,200円

③診療所または在宅療養支援病院の主治医の場合、利用者又は家族等の求めに応じて主治医の指示(夜間帯等主治医が連携している医療機関等の医師からでも可能)により、緊急の訪問看護を行った場合は、緊急訪問看護加算 2,650円を算定します。

(3) 理学療法士等による、リハビリのみの訪問看護をご利用の場合は、上記対応は行いません。

(4) 定期的な訪問看護のみをご希望の方は、上記加算は算定いたしません。

事業者は、以上について説明を行いました。利用者又は利用者代理人は、説明を理解し第5の緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算について同意するとともに、その利用を希望します。

(事業者説明者)
(利用者)
(利用者代理人)

} _____
署名は第9の署名欄へ